## 女性活躍推進法に基づく 社会医療法人一陽会病院 行動計画

仕事と家庭の両立を支援し継続して長く勤められる職場環境を整える

目標: 年次有給休暇の取得を推進し取得率を70%以上にする

## 【取組内容と実施時期】

令和4年 4月~ 定期的に有休取得率をデータ化し管理者に情報提供する

令和4年 5月~ 管理者が率先して年次有給休暇を取得するなど各部署において取得しやすい環境整備を図り、半日有給休暇の活用を含め年次有給休暇取得の促進を図る

令和5年10月~ 取組みの結果を振り返る管理者ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の 見直しを図る

計画期間: 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

## 女性活躍推進法とは?

積極的に働きたいと考える女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とする法律で 平成27年8月に成立しました。

この法律で特徴的なことは、働く女性が活躍するための環境づくりを推進していく中で、事業所側に

目標や実際の活躍状況を報告する義務を課している点です。

女性社員の活躍状況の把握と課題の分析や女性社員の活躍に関する情報の公開等が求められます。